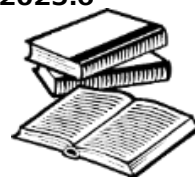


東久留米の図書館を考える



発行者：東久留米の図書館を考える会

届かぬ声…積み残された課題 ～市立図書館の運営はこれでよいのか？～

“ 挙手少数であります。よって、請願第 1 号は不採択と決しました ”

令和 7 年第 1 回定例会の本会議最終日、議長のこの一言で私たちが提出した『市立図書館の指定期間満了に向け、運営実績の検証・評価の実施、事業報告書（収支報告）に関する明確な説明を求める請願』は賛成少数で不採択となりました。この結果、民間事業者による図書館の管理運営の実績は不透明のまま分析も検証も一切されることなく、指定管理者制度は事実上継続されることになりました。更に令和 8 年度から 12 年度までの 5 年間に指定管理者に支払う予算（債務負担行為）は、今期より 369,598 千円増（29.5%増）となる 1,621,268 千円と決定され、市民の負担は重くなることになりました。

「収支報告書」とはどのようなものなのでしょうか？ また、どうあるべきなのでしょうか？

まず、事業者から提出されたこの 4 年間の収支報告書を見てみましょう。

令和 3 年度～令和 6 年度 収支報告書（開示請求により入手、抜粋して作成）

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
区分	項目	実績 (単位:円)				
収入	指定管理料	250,334,000	250,334,000	250,334,000	250,334,000	
	その他	81,650	84,230	116,180	108,850	
	合計	250,415,650	250,418,230	250,450,180	250,442,850	
支出	人件費	常勤職員	180,637,000	180,637,000	157,913,062	155,214,947
		非常勤職員	1,716,000	1,716,000	1,716,000	1,716,000
		間接経費	—	—	22,723,938	25,422,053
		小計	182,353,000	182,353,000	182,353,000	182,353,000
	施設管理費・事業運営費(省略)					
	その他	公租公課	18,982,355	19,266,162	19,308,926	19,205,937
		その他	14,101,114	17,141,317	—	—
		会社管理費	—	—	17,528,379	16,288,853
		小計	33,083,469	36,407,479	36,837,305	35,494,790
	合計	250,415,650	250,418,230	250,450,180	250,442,850	
収入-支出		0	0	0	0	

この報告書を読むと、不自然な点がいくつかあることに気が付きます。

1. 次々と変わる書式、令和 5 年度にも項目立てなど 4 度目の変更。（なぜ？）
2. 令和 6 年度の常勤職員費は前年度比で約 270 万円減になった一方で、間接経費（研修・福利厚生費）が減額分と同額が増となっている。（不思議？）
3. 収支差額が常に 0（ゼロ）。（黒字なの赤字なの？ ぴったり 0 になる仕組みは？）

チェック機能が働いていない指定管理者制度・・・

市は予算内で仕様書や事業計画に示した事業が実行されていれば、指定管理料がどのように使われるかには関知しない、と受け取れる姿勢を次のように固持しています。

○指定管理料は、指定管理者の裁量によって活用されるもの、中身のチェックは行っていない。

(2024.3 予算特別委員会 図書館長答弁)

○安定的に管理運営することが可能な状態にあるかということを確認する材料である。

(2025.3 一般質問 教育部長答弁)

○収支報告書の項目について、細かい費用の積み上げといったことまでは、確認していない。

(2025.3 総務文教委員会 図書館長答弁)

・・・更に「会社管理費」を「人件費」と「その他」の項の2か所に振り分けて計上している理由について、次のような発言もありました。

○指定管理者においては、5年間の指定管理料を均一に捉えるという形の中で収支構造をつくっておりますので、その中で調整する金額として、そこが利益という扱いになってくる部分は出てくるものであると認識をしている。 (2024.6 一般質問 図書館長答弁)

・・・そもそも『調整する費目』とは何でしょうか？ 何のために、何を調整するというのでしょうか？ 収支差額が常に0(ゼロ)になるという不自然な仕組みは、市のこのような考え方に基づいているものと推量されますが、このような実態とかけ離れた不透明な収支報告書は、虚偽報告とまでは言わないものの、利益隠しのための擬装(カムフラージュ)ではないかと思えてなりません。これで良いのでしょうか？ その疑問こそが不採択となった請願を提出した理由と言えます。

積み残された課題・・・

収支報告書は、指定管理者による管理運営がどのような経費で行われ、収支の状況はどうなっているのかを確認するものであると同時に、今後の選定時における指定管理料設定の判断材料ともなる重要なデータです。しかし、その重要な正確であるべき報告書の様式(書式)は、指定管理者制度の導入以来これまで何度も変更が繰り返されており、そのため分析や検証が困難になり、実態が見えない状態が続いています。そして、直営から民営へという大きな政策転換が行われたのにも関わらず、いまだに第三者機関による客観的な検証もなく、報告書も提出されないままです。

民間事業者が公共事業を担う場合、企業活動として利益を求めるのは当然のことです。問題は、事業を営む上で必要な経費が正確に報告され、それが適正であるかどうかであり、市民への説明責任と理解が得られているかにあります。不透明な報告書を黙認し実態を分析もせず検証も行わない、という姿勢は行政への信頼感を失うばかりです。

後記

「見える化」という言葉が登場したのはいつ頃のことだろう。▼ものの本には、トヨタ自動車が1990年代後半に業務改善活動の一環として「目で見える管理」を提唱したもので、以来その理念は様々な分野に広がり、今ではあらゆる業界の成功のキーワードとなっているとある。▼「目で見える」を言い換えれば、「誰もが理解しやすい説明や表現」ということであろう。▼我が市の「市民・行政の協働によるまちづくり」の成功の鍵もこのへんにあるのかも知れない。

連絡先：東久留米の図書館を考える会
ogataryou730@gmail.com(小形)

